

薬害根絶のために記録の活用を

—— スモンの会全国連絡協議会事務局長 辻川郁子氏に聞く

- 1 入院中の投薬からスモン発病
- 2 スモンの会とのかかわり
- 3 単身東京へ—— スモンの会全国連絡協議会の専従となって
- 4 9つの勝訴判決と和解確認書の調印を迎えて
- 5 公害被害者との連帯
- 6 社会に記憶を残していくために—— 資料寄贈の経緯
- 7 薬害根絶を目指して—— 現在の活動



スモンの会全国連絡協議会
事務局長 辻川郁子氏

2019（平成 31）年 1 月 24 日、スモンの会全国連絡協議会事務局長の辻川郁子さんにお話を伺った。辻川さんは 1928（昭和 3）年生まれ、大阪出身。守口にある企業で労働組合の書記長を務めるも、組合闘争のすえ解雇されてしまう。そのさなか副腎皮質ホルモンが不通しになる病で入院し、1966 年 3 月に副腎摘出の手術を受けることになる。術後、病は回復に向かうが、入院中の下痢がきっかけでキノホルムを投与された。38 歳でスモンと診断され、その後現在までスモン患者として運動に身を投じてきた。

以下、辻川さんのインタビューを掲載する。

*なお、図のタイトルの後に付した番号は環境アーカイブズ所蔵資料 ID である。

1 入院中の投薬からスモン発病

辻川 スモンになる前に副腎を患い、手術を受けました。右は全摘出、左は半分という大きな手術でした。術後、快方に向かっていたのですが、薬を多く飲まずに副腎の調整が自分でできるようになるまでの養生として病院に入っていました。そのときにキノホルムが投与されたんです。入院中に下痢をしてしまって、処方されて飲んだのがはじまりでした。

副腎の手術を受けたのは、1966 年 3 月です。そして、同年 8 月からキノホルム剤の投薬がはじまりました。手術直後でしたから、1 週間飲んだら 2 週間休むといった投薬のしかたでした。それでも身体が弱っていたので、スモンの症状がでてきたわけです。

症状がでてきたのは、翌 1967 年 3 月ごろからでした。医師が回診に来ると、それまで起きてお

しゃべりしていた患者はみんなあわててベッドに入ります。そうしたら医師に「あなたはスリッパを履いたまま寝るのか？」と問われて、驚いたわけです。そのとき、私は下肢に感覚がないということがわからなくて、スリッパのままベッドに入って、回診を待っていたんですね。それが症状を自覚した最初でした。それから痛みがはじまって、おへそのところまで痛みがあがってきて、排便・排尿の感覚がわからなくなりました。一番ひどいときには、おむつを当てたまま寝ていて、下肢の感覚がないのにお腹や足が痛くて、痛くて、転げまわっていました。



図1 キノホルム剤
(0002-B55-336-377)

——病院からキノホルムを処方されたわけですか？

辻川 そうです。投薬を毎日のようにしてもらっていました。だから、のちにスモンだということがわかったとき、医師は投薬証明書をすぐ書いてくれました。

症状を自覚してから3年後の1970年に自分がスモンという病で、その原因がキノホルム剤にあるということがわかりました。当時、副腎の手術を受けたところとは別の病院に転院していましたが、そこから投薬された病院に行って、証明をもらいました。そのとき「投薬は慎重にしたつもりだったけど、身体に害をなす物質が沈殿していくものと思わなかった。申し訳ない」と医師に言われました。

——スモンは当初、「戸田病」⁽¹⁾と呼ばれたり、ウイルス説がでたり⁽²⁾と原因が確定しなかったわけです。スモンの原因がキノホルムとわかったときには、どういう感情を持たれましたか？

辻川 原因がキノホルムとわかったとき、私はスモンと診断されて隔離病棟に入れられていました。あのころは感染^{うつ}する病ではないかという偏見がすごく強かったんです。入院までは、両親と一緒に3人で生活していました。私が働きながら家族の経済的な面倒をみていたわけです。けれど、退院しようと思ったら、両親が兄のところ引きとられていて、わが家は解散になりました。私の荷物も全部処分されて、帰るに帰る家がなくて、友人に頼んで守口に住むようになったんです。その辛さというのがあるので、本当に憤りがすごかったです。

(1) 1964年7月24日付『朝日新聞』「五輪ポートコース付近にマヒの奇病続発」と戸田で原因不明の病が集団発生したと報じられたことによる。原因は、オリンピック開催地へ予防としてキノホルム剤が配られ、それを服用したことによる集団発生だった。スモンという病名がつけられるまで、地名をとって「戸田病」と呼ばれていた。

(2) 京都大学井上幸重助教授らが唱えたスモンの原因がウイルスだとする説。1970年2月6日付『朝日新聞』に「スモン病 ウイルス感染説強まる」という記事が掲載され、スモンはウイルスが原因であり感染する病という偏見が後押しされることになった。

2 スモンの会とのかかわり

スモンという薬害の被害者であることがわかった辻川さんは、1971年10月に結成された患者団体・全国スモンの会大阪支部（のちの大阪スモンの会）に入会する。

——辻川さんとスモンの会とのかかわりを教えてください。

辻川 私退院の日、主治医からスモンの会をつくりたいと言っている患者の娘さんがいると紹介され、大阪のスモンの会に入りました。けれど、しばらくしたらまた入院と、そのころは入退院をくり返していて、あまり役には立てないからと会計監査だけ引き受けていました。でも、そのあとやってくれないかということで、1973年に事務局長になりました。

——全国スモンの会大阪支部が全国スモンの会から脱退したときに大阪スモンの会になったわけですね。会について教えてください。どのくらいの人数が所属していたのでしょうか？

辻川 大阪は患者が多かったので、かなりの人数でした。

患者組織について少し沿革をお話すると、1967年に全国で初めて米沢に患者団体、山形県米沢市スモン病患者同盟⁽³⁾ができます。2年後、1969年11月26日に初の全国組織として全国スモンの会が結成されました。この会は、1970年4月には15都県17団体、会員約1,200人という大組織になっていました。大阪も、全国スモンの会の支部として1971年10月に結成されたわけです。

最初は、全国スモンの会大阪支部という名前で活動していましたが、全国スモンの会の相良丰光⁽⁴⁾会長は率先して動く一方で、あまり私たちの声を聞いてくれる人ではありませんでした。裁判は相良会長ほかごく限られた人だけが原告になって東京地裁だけで一括するという方針でした。私たちは「裁判は大阪で自分たちにも見られるかたちでやりたい」と考えていましたから、意見が対立して分裂したんです。

——資料のなかに、「全国スモンの会の民主化要求に関する決議（案）」（次頁図2）という文書がありました。

辻川 1972年4月9日付で、大阪支部から全国スモンの会本部宛にだしたものです。これは、全国スモンの会の方針を会員みなで共有できるように作成してほしいといったことを要望したもので、その後、大阪スモンの会で独自に作成した「全国スモンの会 規約案（大阪支部案）」も6月3

(3) 1967年6月8日結成、中心は渡部良策。72年に米沢スモンの会と改称、73年県北の患者組織山形スモンの会と米沢スモンの会が合併「山形県スモンの会」（会長 高橋宮藏）となる。

(4) 相良丰光（さがら・よしみつ 1927-2008年） 全国スモンの会初代会長。1971年5月28日東京地裁で全国初の訴訟を起こす。

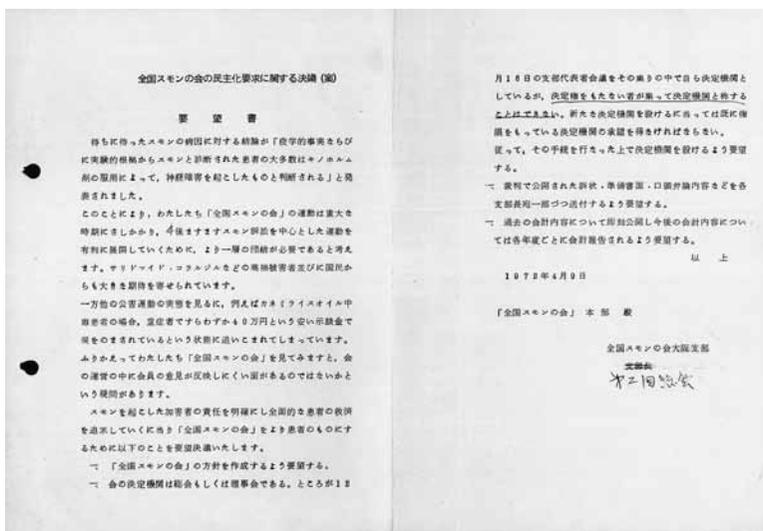


図2 大阪支部が提出した全国スモンの会民主化要求 (0002-B24-147-5)

日付でだしています。でも、相良会長にとっては、こうした行為はがまんならなかったのでしょうか。1972年6月3日付の『朝日新聞』で「大阪・兵庫の役員除名 全国スモンの会両支部とも分裂行動」と報道されました。

最初は、「トップだけの裁判に反対」と言った当時の大阪の会長だけが除名になりました。会として除名になったわけではないけれど、会長が除名になったというので、みんなが怒って、大阪としては全国スモンの会をやめようということになって、それから新体制になるんです。

そういうなかで、私は事務局長として仕事をしていました。たとえば、大阪府の大阪市や堺市は東京のように各行政区がわかれています。そのころは景気がよかったので、そうした行政区や自治体で困っている人には生業資金⁽⁵⁾というものを貸してくれるんです。役員が互いに保証人となって、各行政区から借りてもらって、運動資金の足しにしました。当時は助成が多かったんです。

そうやって1つの会として一所懸命にやっていたんですが、やはり運動を続けていくには患者同士の連帯が必要ということになりました。そうして、大阪と同じように地元で提訴をしたいと考えた人たちが結集して、スモンの会全国連絡協議会(略称:ス全協)ができるわけです(次頁図3)。

——全国スモンの会が分裂し、1974年3月31日に東京の千日谷堂会館でスモンの会全国連絡協議会結成大会が行なわれました。このとき、辻川さんは参加されましたか？

辻川 結成大会のときには、会場にいました。全国から被害者や支援者4,000人が参加して、廊下にまで人があふれていました。でも、当時は大阪スモンの会の事務局長でしたから、ときどき意見を求められて上京はしましたが、結成のために尽力したのは広島スモンの会の村田忠彦さんです。

(5) 自治体が住人に対して行なう貸付金制度の1つ。

ご自身が被爆者で、被爆者の運動の経験や、広島スモンの会の取り組みをビデオにして、その機材を持って上映しながら全国各地の会をまわり、地元提訴もお手伝いしていらっしゃいました、同時に弁護士を紹介や手順などを豊田誠弁護士⁽⁶⁾に援助していただきながら一心不乱でした。

ス全協結成前に「スモンの会の大同団結をすすめる世話人会」(図4)というものが組織されるのですが、こちらの会合には出席していました。世話人会の第1回会合は1973年9月29日に大阪市立労働会館で行なわれたんです。世話人としてのちに議長になる相馬公平⁽⁷⁾さんや鎌田萬寿雄⁽⁸⁾さんなども出席されていました。私は書記を務めました。最初は全国スモンの会の再統一を求めて結成した会でしたが、ス全協結成へと舵を切っていくことになります。

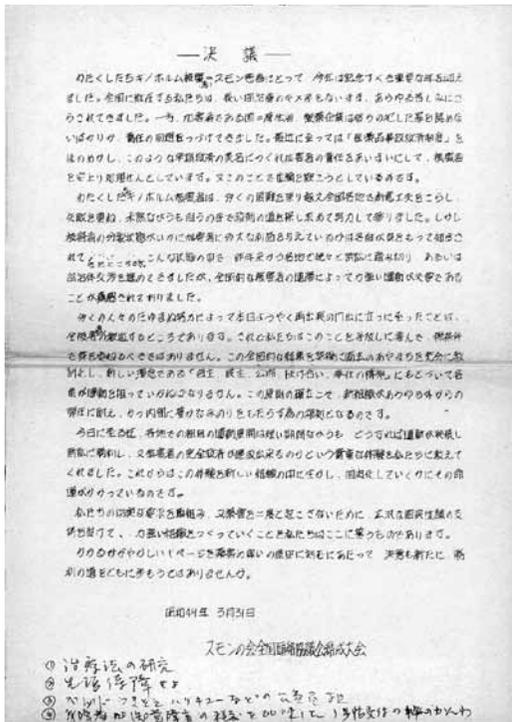


図3 スモンの会全国連絡協議会結成決議 (0002-B34-234-83)

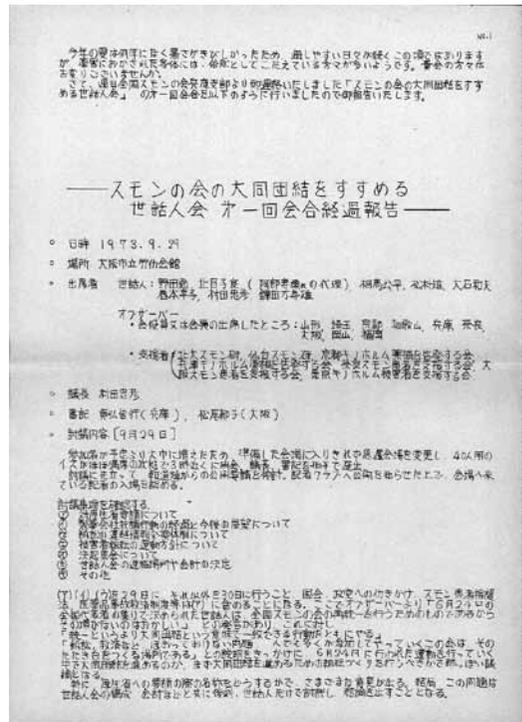


図4 スモンの会の大同団結をすすめる世話人会議事録 (0002-B34-234-83)

(6) 豊田誠(とよだ・まこと 1935年-) 弁護士。自由法曹団元団長。イタイイタイ病、水俣病など公害裁判や薬害スモン訴訟に取り組む。

(7) 相馬公平(そうま・こうへい 1911-1997年) 1970年に新潟スモンの会を結成、1973年に各地スモンの会代表者に呼びかけ、1974年スモンの会全国連絡協議会を結成、初代議長に就任する(～1983年)。

(8) 鎌田萬寿雄(かまだ・ますお 1924-2018年) 1970年に全国スモンの会徳島支部を発足、その後徳島スモンの会を立ち上げた。ス全協二代目議長を務める。

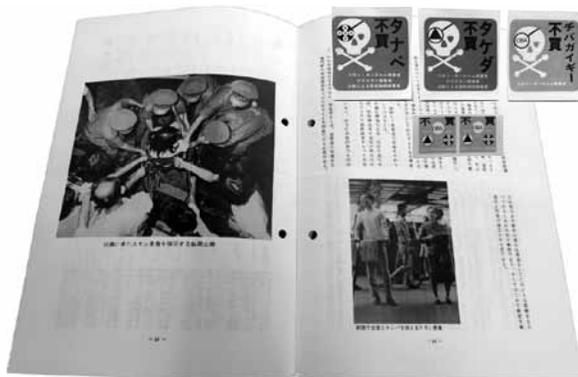


図5 大阪スモン行動委員会ほか作成冊子「スモン——その悲惨な実態と製薬企業・国の犯罪性」および不買運動シール (0002-B28-179-54, B2-8-55)

——大阪スモンの会の事務局長だった辻川さんが、どのようにス全協の活動へ進まれたのでしょうか。

辻川 ス全協結成後すぐに、これからの方針を考えるために、恒久対策部と裁判研究部にわかれて、合宿をしました。どういう運動をしていくべきか、どういう資料を集めたらいいのかということを勉強するためです。そこで、私は恒久対策部になりました。

大阪スモンの会は各衛星都市に班をつくっていて、私は枚方班でした。枚方や

守口のほうで活動していたのですが、近くに森永ヒ素ミルク事件⁽⁹⁾にもかかわった関西医科大学の東田敏夫⁽¹⁰⁾先生がいらっしゃいました。私たちが門真市^{かどま}の駅頭でビラを撒いていたら、偶然、関西医大病院の職員の方がビラを受けとって、「あなた方こういう事件をやっているのなら、ぜひ東田先生のお話を聞いたほうがいい」と教えてくれたんです。

さっそく大阪スモンの会会長、副会長、事務局長の私と、三役そろって関西医大病院に東田先生を訪ねていきました。そうしたら先生は、「裁判で勝つのはいい。だけど、本当に大事なものは恒久対策なんだよ。一時金が入っても、それはすぐに消えてしまうものだ。けれど、それでも人間は生きていくのだから、恒久対策をどうするのかということを考えなさい」と教えていただきました。森永ヒ素ミルク事件は、公害被害者が初めて自らの手で恒久対策案をつくっているのです。その経験から被害者救済の新しい視点を示してくださったのです。

そこで、まずアンケートを取って、実態調査を行なうことになりました。被害者がなにに苦しんでいるのか、悩んでいるのか、生活はどうなっているのかなど、なにを質問するかを考えて、会員に配りました。そのときはみんなが一所懸命だったから、すごく反響が返ってきて、それを集計して本にまとめました。会としてなにを要求していくのか、これからどうしたらいいのかということアンケート結果から見いだしたわけです。この実態調査は、非常に参考になりましたし、大阪がはじめて全国の活動へ扱めたわけです。1977年には、東田敏夫先生たちが全国各地のスモン患者1,614人の実態調査を行なっています。そういう経験があります。

(9) 1955年、森永乳業徳島工場が製造した乳児用粉ミルクにヒ素が混入、粉ミルクを飲んだ乳幼児にヒ素中毒による健康被害が発生した食品公害事件。被害は西日本を中心に1都2府25県にわたり乳幼児133人が死亡、約1万2千人が中毒にかかった。被害者の多くに脳性まひなど重い後遺症が発生し、74年被害者恒久救済のために「公益財団法人ひかり協会」が設立された。

(10) 東田敏夫(ひがしだ・としお 1913-2013年) 元関西医科大学教授。1953年に衛生学・公衆衛生学講座を開講し、社会医学の視点からカネミ油症やスモンなど公害・社会問題にかかわる。

—大阪でご経験があって、ス全協ができたときに、恒久対策のことをス全協でもやられていたということですね。そういう経緯から、その後ス全協の事務局次長になられたということですか？

辻川 そうではないんです。大阪には武田薬品工業と田辺製薬の本社があります。そこに被害者たちがしんどさを抱えながら、それでも憎さ100倍で集まります。そこで整然と要求を行なうために日時を決めて、近くの兵庫・京都と大阪(スモンの会)がマイクロバス等で中央公会堂のロビーに集まり、行動のおもなスケジュールや趣旨を確認し合って、行動に入りました。ドクロマークのシャツ⁽¹¹⁾を着た人もまじっていたので、危険な行為を注意して行動をして、日帰りでした。この行動は2度で終わりました。

1978年3月に北陸スモンの判決⁽¹²⁾がでましたが、その前の結審の日が近づいたころ、北陸の弁護団の1人の先生が「判決ができれば加害企業との交渉を開くことになる。加害企業3社の本社がある大阪に支援組織があるのか」と、リュックを背負って来られ、私たちはビックリ「支援組織ってなんですか?」という状態に、「これから各地で判決がでてくる。こりゃあ大変だ」と、支援組織の大切さを話して帰られました。さっそく大阪の弁護団に相談して、どこをどのように訪ね、お願いするのか、その地図を手に入れることから手伝っていただいて、そこからが大変です。大阪では支援組織などありませんでした。自分たちで、友人や地域の自治会や町会長さんをお願いして署名を集めてもらうこともありました。それから、風鈴やお豆腐などを売り歩いている人が、当時はたくさんいましたから、そういう荷物売りの人をお願いして、署名用紙を持ってまわってもらったりしました。

いままでは、そういうことしかしていませんでしたから、支援組織とはなにかというところから勉強しました。支援してもらうには、訴えて、わかってもらう、感動してもらう必要があります。それで、患者さんのなかでも一番困っている人のところに訪ねて行って、泊まり込みで家庭の事情を聴いたり、いままでどんなことで困ったかということ、私自身がなぜ事務局長になったのかを伝えながら、相手のお話を聞きました。

その人は、お風呂の浴槽や桶などをつくっているところの息子さんと結婚されて、子どもができて、その後飲んだ薬でスモンになりました。そうしたら、義父母に無理やり乳飲み子から引き離されて「お前は鬼の女だ! でていけ!」と放りだされるところを夫が「それならオレも一緒にいく」と、2人で家をでたそうです。けれど、子どもだけは世継ぎにいるからと奪われてしまった。そう

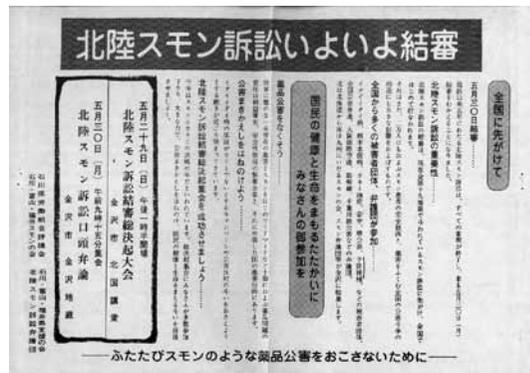


図6 北陸スモン判決直前(1977年)のビラ
(0002-B50-326-103)

(11) 他の薬害被害者とも連帯して製薬会社の不買運動を行なったが、ドクロマークはその象徴だった。

(12) 1978年3月1日にくだされた金沢地裁判決のこと。富山、石川、福井の3県の被害者が金沢地裁で訴訟をおこしたため、北陸スモン判決と呼んだ。全国初のスモン判決で、原告勝訴となったが、「キノホルムはスモンの病因の1つ」としてウイルス説を一部認めるなど課題も多く残った。

いう生木を裂かれるような辛い思いをしながら、市営住宅で夫と2人きりで生活しているという人でした。ああ、涙がでてきました。

私も、一時、排便排尿がわからなくて、四六時中便器をお尻の下に敷いてという状態もありました。でも、私は比較的早くその状態からは脱したんです。ところが、その人は症状が重くて、ずっとおむつをしていないとダメでした。実家をでてからは夫がタクシー運転手で生計を立てていたので、「俺が運転してまわるから」と運動を支えてくれて、妻はおむつを持って、街頭に立って、「私はこんな年で恥ずかしいが、おむつをしなければならない。子どもと引き裂かれて、身体も辛くて、どうしてこんな苦しい思いをしなければならないのか」と、スモンの辛さを訴えてまわられました。そうしたら、ほかの会員さんも、「あの人があんなにがんばっているのに、自分らがやらなければどうするの!」と動きだしてくれました。そうやって、各衛星都市の班の人が、みんながんばって、どんどん街頭にでてきてくれるようになりました。

北陸・東京・福岡と3地裁からつぎつぎに加害企業と国を断罪した、被害者側の勝利判決がでて、弁護団と原告が組をつくって大阪に集まり、いろいろな団体に支援をお願いしてまわりました。

御堂筋の大野屋という旅館で合宿し、ピラ原稿をつくったり(印刷は支援団体をお願いして)「交渉に応じよ」の企業前集会を大阪の支援団体と一緒に行なったりしました。しかし加害企業はいずれもシャッターで門戸を閉ざし、大きなカメラを向けて対峙するばかりで、つぎつぎと控訴していきます。私はこの旅館に泊り切りで諸準備に忙しく、行動の準備や案内役を大阪スモンの会が務め、全国的な活動にかかわるようになってきました。

さきほどもお話したように、大阪スモンの会は当初、全国スモンの会に加盟していました。ところが、「地元弁護団による地元提訴、地元での運動で裁判の展開は自分らで見守って行きたい」と訴えた大阪スモンの会初代会長が除名され、その非民主的運営に抗議して退会しました。このあと全国スモンの会は分裂、2年をかけてスモンの会全国連絡協議会を結成していくことになるのですが、大阪としては「こんな苦しみは二度と起こしてはならない、国と加害企業の責任を断罪せねばならない」との強い気持ちで大阪地裁に提訴(1972年12月26日)します。このとき、東京地裁可部裁判長による和解案が、1次、2次と提示されてもまったくこれに応じる考えはなく、判決をとることばかり考えていました。ところが、1978年3月1日金沢判決(北陸3県原告)がでた数日後、大阪スモンの会の患者から「和解の印を弁護士さんがとりに来てるよ」と報告が入りビックリ!! こんな大事な問題について弁護団と原告が充分話し合って意思統一していなかったことを反省し、急いで話し合いの機会をつくりました。

弁護団事務局長の兄玉憲夫先生と、大阪スモンの会の中安綾子会長はじめ三役がそろって熱心に夜遅くまで話し合っ、結局、「弁護団としては大阪で、きちっと判決をとる。一部、弁護団が先走って和解案を承認する書類に印をもらってしまったことは申し訳ない。これからはよい判決をとることをがんばるが、すでに和解派もいることだし、こんな大きな裁判は、いずれ全体の力を総結集しなければ、よい結果を勝ちとることはできない。あなたたちも、そのことをいまからよく考えておいてほしい。大阪弁護団は和解派とのかけ橋の役割を果たす。必ずその約束を守る」と私たちを励ましてくださり、《そんな先の展望が持てる弁護団》を立派だと思い、安心して、大阪スモンの会の事務局長としていまやるべきこと、すなわち金沢判決に続く、東京地裁判決(1978年8月3

日)、福岡判決(同年11月14日)まで加害企業本社前で「交渉に応じよ!!」と抗議の座り込み行動を続けることができたのです。加害企業3社の本社があるので、判決を間近にした金沢、東京、福岡、広島弁護団、原告、支援者が3日間ぐらいの日程を組んで、つぎつぎと大阪入りし、その出迎えから、帰りの見送りまで、加害企業への抗議と“直接交渉に応じよ”という行動や支援要請、宣伝など、企画・準備から行動までを、大野屋に泊まりきりで専従者的な役割を果たすことになりました。

しかし、このときの弁護団との会談で、「和解派の人たちだって同じ苦しみを受けてきた仲間だった」と気づかされ、1979年1月から9月15日まで、東京・霞が関をゆるがした「スモンの全面解決・薬害根絶」大行動の合間に、第1・2グループ⁽¹³⁾とも話し合い、要求の統一行動まで一緒に行なうようになりました。だからこそ、その間の厚生省交渉で「あなたたちはそういうが、『これで良い』とすでに和解した人たちがいるのだよ」と言いだした薬務局長の発言に、私たちはひるむことなく統一要求を呈示して堂々と闘うことができたのです。

そうやって昼夜なく活動するなかで、“このような企業側の態度ではちががあかぬ”と居合わせた福岡の弁護団とも話し合って、東京弁護団の豊田先生が「これからは、運動の本拠地は東京になる。ス全協も本拠地を東京につくらなければダメだ。あなたもその心構えが必要だ」と言われて、東京へ来ることになりました。ス全協の事務局の専従になったのは、大会で討議して、その結果ですけど、東京へでたきっかけは豊田先生のひとことでした。

——豊田誠弁護士は、数々の公害集団訴訟にかかわった方ですね。辻川さんとは、どういうかわりだったのでしょうか。

辻川 この一連の行動からです。ス全協結成の準備の際にもご一緒したことはありました。

3 単身東京へ——スモンの会全国連絡協議会の専従となって

大阪スモンの会事務局長として活動されていた辻川さんは、金沢、東京、福岡地裁で原告勝訴判決がでた1978年にリュック1つで東京へでてきた。スモンの会全国連絡協議会専従の事務局次長(当時)として薬害根絶運動に取り組むことになる。

——辻川さん自身の裁判は大阪で進められていたわけですね。どういう経緯で大阪スモンの会の事務局長からスモンの会全国連絡協議会の専従になられたのでしょうか？

辻川 話が少し前後しますが、大阪で提訴はしたけれども、私は裁判所へ行くことはありませんでした。甲状腺がんで入院中の母にも、そして大阪弁護団事務局長にも相談し、大阪スモンの会のこ

(13) 東京地裁の原告団は、3つのグループにわかれており、提訴順に全国スモンの会の原告団で和解派の第1グループ、正す会の原告団を中心とし、可部和解以降に和解派と判決派に分裂した第2グループ、豊田弁護士らが組織し、判決派の第3グループと呼んでいた。

ともよろしくお願ひし、励まされて、すぐ東京に出たものですから。大阪地裁の原告にはなっていますが、私がいままの裁判進行でした。デモも集会も裏方ばかりやっていたから、先頭に立つことはほとんどありませんでしたね。

1974年に結成したスモンの会全国連絡協議会には、全国から多くの会が入りました。スモンの会全国連絡協議会というのは、運動の連絡協議をするだけで、団体として直接的には裁判をやっていません。だから、勝とうが負けようが裁判の結果には一銭も影響されません。みんな会員からの会費だけで支えられている団体です。

意思決定は、全国の代表者を集めた代表者会議が担っていました。代表者会議に提案するのが、議長など三役をふくめた役員会です。役員会というのは東京で開いていて、そこで運動の大きな方針などについて、全国のスモンの会へ提案をするわけです。決定は代表者会議がします。ス全協は提案するだけで、決定権はあくまでも全国の代表者ということですからね。

代表者会議はほとんど東京でやっていましたが、ほかでやったことも1, 2度はありました。金沢は第1回目の判決がでたところですから、そういう集まりでときどき行きましたね。

1978年に金沢、東京、福岡で原告勝利判決があいついだことで、ス全協としては組織強化をはかろうとしていました。そこで8月の臨時代表者会議で事務所を東京と大阪に設置して、どちらにも専従者を置こうということになりました。それまで私は、大阪の専従ということで活動していました。けれど、東京在勤の専従者が激務で倒れてしまい、いまだ事務所の設置にもいたらないという状況となってしまいました。このとき、79年に向けて、広島、大阪、札幌などの判決を控えて、ぜひともス全協東京事務局を設置しなければならないという時期です。そこで、12月10日に開かれた臨時代表者会議で私が東京事務局の専従者として派遣されることが決定されました(図7)。当初は、東京在勤の後任が決まるまでということだったのですが、そこから40年、東京で活動することになりました。

——ス全協の専従になられたのは、1978年ですね。翌年には薬事法改正と和解確認書調印となりました。専従になられてからのお仕事は、どういうものでしたか？

辻川 東京専従となるのが12月10日に決定して、ス全協東京事務局の業務開始は12月20日でした。全国からのカンパでなんとかできた事務所です。判決が続く大事な時期だったので、すごく忙しかったです。事務局長という肩書を持っている人はいたけれど、実務はずっと私がやっていま

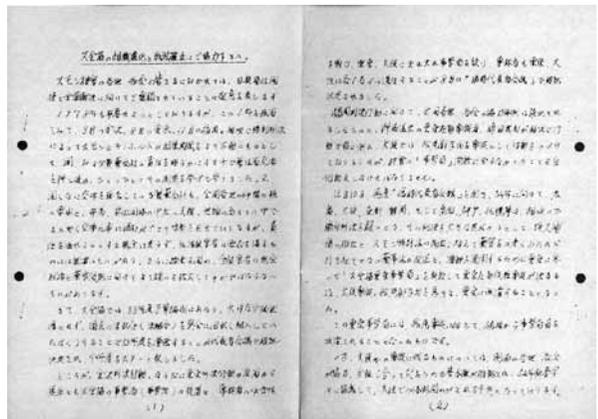


図7 1978年12月23日にス全協から各地スモンの会に向けてくださった「ス全協の組織強化と財政確立にご協力ください」という文書のなかに、辻川氏(当時は松尾)が東京事務所の専従となる旨が記されている(0002-B34-235-142)

た。いまでも事務所に長椅子を置いているのだけど、それは四谷2丁目に事務所があったときに私が個人的に購入したもので、ほとんど家に帰る時間がないものだから、事務所の長椅子で仮眠していました。そういう状態でしたね。

ス全協の専従としては、ピラをつくったり、情報を流したりという仕事が多かったです。全国の団体間の情報の仲介役です。ピラは、一般の人に渡すものの中身を考えることが多かったです。そうやってつくったピラを、みんなが手分けして持って行って配るわけです。いまでもやっていると思うけれど、たくさんつくって、労働組合など支援してくれる別の組織にも郵送するんです。

ス全協の活動は、厚生省へ要求書を書いたり、他団体や患者同士の交流会を開いたりしていました。厚生省前で座り込みをしたこともあります。いまの農林水産省の建物の玄関前に横断幕を掲げてやりました。全国から激励の電報をもらいましたよ(図8)。厚生省での交渉の見守り、製薬会社への抗議、街頭のピラ配りを全国各地のスモン患者が3日間続けて行なうという大行動を1年間で第10波(5~9月)まで行ないました。もちろん弁護士も支援団体の人々にも守られてのことです。患者が上京して来るのは大変なことです。



図8 全国から届いた厚生省前座り込み激励電報。宛先が「厚生省玄関前」になっている(0002-B55-336-343, 344, 345)

——資料のなかにはピラがたくさん残されています。印刷してあるものや手書きのものがありました。

辻川 患者自身の行動では、朝ピラの配布というのがありました。私たちも行きましたけれど、霞が関などで出勤前の時間帯にみんなでピラを配りました。これは定期的にやっていたのではなくて、いまが大事！というときにやっていた行動です。

私自身はピラを刷ってはいませんが、2代前の事務局長は自分でつくっていました。手書きのピラはガリ版とか、刷ったら青いインクででてくる湿式コピーなどでね。手書きはいますぐ配るといふときにつくったものです。印刷は、ほとんど組合の支援の人たちがやってくれました。手弁当で、ときにはカンパまで持ってきてくれてね。

あの時分は、そういう組合活動でクビ切られた人たちが多くてね。自分たちの組合の闘いのなかで、私たちに励まされて、「あんなしんどい思いをしている人が、がんばってやっているんだぞ」ということで、支援をしてくれながら、自分たちの運動もがんばる。そういう組合が多いです。

——ご自身がスモンの被害者というわけではなくて、外部から見ていて励まされて、自分も会社を不当に解雇されて闘っているけれど、スモンの人たちががんばっているからということで一緒に手を取り合ってやっていくということですか？

辻川 そうです。本当にスモンのことを知りたければ、交流をしなくてはダメだということで、「交流会を開くから患者であるあなたたちが来て、訴えろ」ということを組合の人たちが言うわけです。そこで患者が訴えて、組合の人たちも「自分らもこんなひどい目にあっている」と、そういう意見交換をします。そうしたら、昨日、今日会ったというのではない、本当に親密な仲になってね。だから、かわりに印刷してあげるよということになるわけです。

交流会というのはそういう場でね。組合から呼ばれることもあれば、「交流会をやってください」とこっちからお願いする場合もありましたけどね。

4 9つの勝訴判決と和解確認書の調印を迎えて

1978年3月1日の金沢地裁判決を皮切りに9地裁で原告勝訴の判決がくだる。そして、1979年9月15日、ス全協と国・製薬3社の間で和解確認書が取り交わされた。確認書の内容をめぐる14日からの討議は被害に苦しむ患者たちを前に深夜を超えて明け方までつづき、調印は15日午前4時50分。弁護士・豊田誠は「確認書の調印により、スモン闘争は裁判の場面において、総論的解決をかちとり、個別原告の解決についてのルールを敷いたこととなり、運動上新しい段階に入った」と語っている（「スモン確認書締結の意義」『法律時報』51巻12号、1979年11月号）。

——和解の年はどんな年でしたか？

辻川 そのころは一所懸命でした。カンカンになって、大きな相手の前で先頭になってがんばっているから、自分がくじけてはみんなダメになると思うから、必死でした。

前年に金沢地裁、東京地裁、福岡地裁判決がでて、このなかでも福岡は原告側完全勝訴と言われた画期的な判決でした⁽¹⁴⁾。それに続けて、1979年には広島、札幌、京都、静岡、大阪、前橋地裁判決で勝訴判決がでることになります。

この年の1月16日にスモンの会全国連絡協議会を中心に「スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす全国実行委員会」が結成されました(図9)。これは運動を展開していくための委員会です、5月

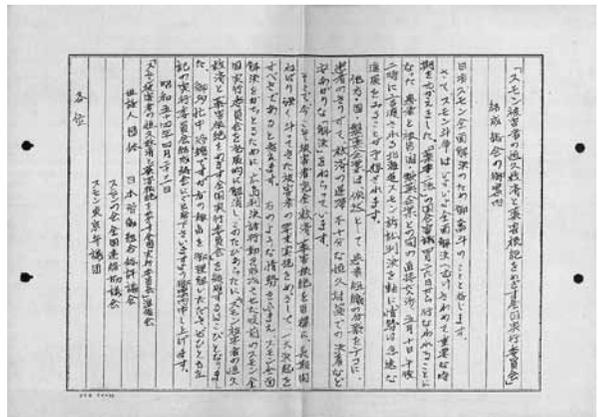


図9 スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす全国実行委員会結成集案内(0002-B29-195-73)

(14) 1978年11月14日福岡地裁判決がくだる。金沢、東京につづく3番目の判決となる。キノホルムを唯一の原因と認め、薬事法により国の責任を認め、統一診断書などによりスモンの症状を認定、投薬証明のない患者も認定し、和解レベルを上まわる額の賠償金を認めた。この判決は、原告の主張に沿ったもので、スモン被害者完全勝利と言われた。

16日のスモン全面解決要求第1次大行動を皮切りに、9月の第10次行動まで薬害根絶・被害者完全救済を求めてたたみ掛けるように大行動を行ないました。

そうして、9月7日に薬事二法が成立し、15日の和解確認書調印にいたるわけです。でも、運動はここで終わったわけではありませんでした。

和解確認書の調印で、国と製薬会社の責任があきらかになりました。また、被害者救済と恒久対策の実現のために薬事二法が成立します。これは私たちが勝ちとった1つの成果です。けれど、加害企業はその後も投薬証明のない患者の救済を拒もうとします。和解から取り残された患者を最後の1人まで救うために、「一人の切り捨ても許さない大行動」をその後7年間続けることになりました(図10)。

5 公害被害者との連帯

スモンの会全国連絡協議会として全国の被害者団体をつなぐ仕事をしていた辻川さん。スモン被害者だけでなく、高度経済成長期の日本で多発した公害、薬害の被害者たちと連帯して運動はさらなる広がりを見せしていく。

——政財界の「公害は終わった」という巻き返しのキャンペーンに対抗するために⁽¹⁵⁾1976年から全国公害被害者総行動⁽¹⁶⁾がはじまったと思うのですが、これに大阪スモンの会やス全協として参加されていますか？

辻川 第1回目は大阪スモンの会として参加しました。私も三役として上京して参加しています。けれど、2回目からはスモンの会全国連絡協議会として加盟して、一緒にやるようになりました。大阪にも大量に動員がくるし、全国に動員をかけて参加しています。

——水俣病の方など、公害被害者の方が一堂に会している。さまざまな公害で苦しむ方とのつながりが得られる場だと思いますが、そういう場に参加されたときどのような印象をお持ちになりました

(15) 四大公害裁判をきっかけに公害発生源規制や被害者救済の制度が整えられるようになったが、1973年のオイルショックによる経済混乱をきっかけに、財界が「厳しい公害規制は企業活動を損ね、経済成長を阻害する」と主張をはじめた。そのなかで「イタイイタイ病のカドミ原因説は学者が認めるものではない」とする記事が週刊誌に掲載されたり、自民党議員が国会特別委で「(大気汚染など都市公害に対する)地域住民の差し止め請求に対し、裁判所が環境基準を根拠に判決すれば日本中の製鉄所の溶鉱炉の火は消える」などと発言した。こうした動きは「政財界による巻き返し」と呼ばれ、公害被害者の増加と救済の遅れを招いた。(参考文献:0002-B27-173-1「連帯して公害の根絶を——環境週間・全国公害被害者総行動デー」1976年6月)

(16) 薬害、四大公害以外にも、川崎、西淀川など大気汚染被害者、道路公害、カネミ油症、原発被害者など全国から公害被害者が結集し、デモや省庁・加害企業との交渉、総決起集会などを行なっている。2019年6月5～6日に第44回公害被害者総行動が開催された。



図10 「一人の切り捨ても許さない」をスローガンに、和解調印後も取り残された投薬証明のない患者を救うための闘いは続いた(0002-B57-342-32)

たか？

辻川 和解ということにはなりましたが、私たちは社会関係主体ということと、これから薬害・公害根絶の運動を継続していかねばならないという思いで、事務所を継続することにしました。環境破壊されていく事件が起きているのだから、運動の継承をする拠点が必要だという思いからです。1年半くらい討論した結果、やっと現在のスモン公害センターができることになりました。

はじめは、ス全協が提唱して、全国の会からお金を集めるべしということで総会を何度もやったのですが、その場では賛成と言っているけど、実際にお金を集める段ではなかなか難しいということも多くありました。そこで、東京スモン原告団として弁護士と一緒につくることになったんです。

スモン公害センターは、スモン東京原告団、スモン東京弁護団と全国公害被害者総行動実行委員会、全国公害患者の会連合会、全国公害弁護団連絡会議が一緒にやっています。

そのため、いまでもスモン公害センターは全国公害被害者総行動の事務所になっていて、事務局の人もあります。年に何回か実行委員会を開きますし、1月11日には合同で旗びらきという新年の集会をやっています。それから、11月の終わりごろには、毎年合宿をしています。全国からみんな集まってきて、いろいろ経験を交流したり、現状を報告して支援の要請の訴えをしたりします。私などは古いから、スモンの経験を聞かせてほしいということが多いので、いろいろなところで発言する機会があります。だから、毎年参加していますね。

そういうつながりが得られるというのは大事なことで、悩みごとがあっても、直接そのことにふれなくても、いろいろみなさんと接触しているうちに解消されますよね。

いまはみな介護問題で大変です。そういう人がもう1人いるんです。合宿に私たちは夫妻で参加したのですが、「私も連れてくるわ」と、娘さんがお父さんを連れてきたということもありました。

6 社会に記憶を残していくために——資料寄贈の経緯

裁判がひと段落し、投薬証明のない患者の救済も90%を超えた1984年、ス全協において蓄積された活動の記録が大原社会問題研究所に寄贈された。

——資料の寄贈の経緯をお聞かせください。

辻川 裁判がひと段落したところで、豊田先生が「こういう運動の記録は大切に、のちのちに伝えていかなければならないと思う。大原社研では社会運動の資料を収集しているから、送ったらどうだろうか」と言われました。そこで、車につんで支援者の人に運転してもらって、東京常駐だった私と2人で一緒に持っていきました。

このとき事務所の引っ越しを控えていて、資料の保管場所がなくなったということも寄贈のきっかけの1つです。ス全協の事務所は、当時四谷2丁目にあって、全国各地から患者が交替で上京し、打合せをして行動にでかけるので、とても広かったのですが、1か月の家賃・光熱費が20万円くらいかかっていました。これでは経済的にもたないし、ちょうどスモン公害センターができたので、

引っ越そうということになったんです。

—— 寄贈しなかった資料はどういった趣旨のものでしょうか？

辻川 ス全協として手元においておかなければならない資料ですね。写真や会計簿などでしょうか。

—— 事務所に残された資料の現在の状況をお教えてください。分割して保存されたりしているのでしょうか？

辻川 いま事務所に残している資料がすべてです。写真など一部の資料は、2015年に厚労省の科研で行なわれた「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究」で整理されています。環境アーカイブズにいた金慶南さんたちのプロジェクトです。綴じたファイルを中性紙の箱に入れてくれたり、使いやすいように保存措置をしてくれました。

—— 整理した資料のなかには、全国各地のスモンの会で発行された刊行物がたくさんあります。それはス全協へ送られてきているのだと思いますが、いまも送られてきていますか？

辻川 寄贈したころは多かったですが、いまはあまり来ません。会報が来るのは、京都、広島、福岡、静岡くらいです。当時は会報だけでなく手紙などもたくさん集まってきていました。

—— 裁判の資料は保管されていたのですか？

辻川 ス全協としては裁判をしていませんでしたから、各地のスモンの会で所蔵していたと思います。裁判はこの事務所ができた時点でほとんど終わっていたので、あまりないですね。

寄贈資料のなかにある裁判関係の準備書面などは、各地のスモンの会から持ってきたり、送ってきたりした資料ですね。弁護士さんが持ってきたものもありました。とくに裁判資料をス全協に集約しようということではなかったのですが、集まってきたものという感じでした(図11)。



図11 原告の主張などをまとめた福岡判決時の資料綴り(0002-B43-284-1)

7 薬害根絶を目指して——現在の活動

薬害肝炎や子宮頸がんワクチン被害など新たな薬害被害者が発生し、ス全協が和解で勝ちとったはずの被害者の権利がふたたび侵されているいま、スモンの会全国連絡協議会の薬害根絶を目指す活動は続く。

—— いまス全協の加盟人数はどのくらいなのでしょう？

辻川 現在、ス全協に加盟して会費を納めてくれている人数は300人くらいで、スモンの健康管理手当をもらっている人は、全国で1,200人くらいです。患者は1万人以上と言われていたのに……。

——ス全協のなかで研究や自主学習などはやられていましたか？

辻川 裁判が終わって4～5年は大きなかたちで学習会などを何度もやりました。スモン研究班の先生に講師になってもらったこともあります。

1971年くらいにスモン研究班⁽¹⁷⁾が2回できましたが、1回目は3年でなくなっています。国は世論があまりに厳しいから申し訳に1回研究班をつくったけれども、全国でたった11人の研究員、年間予算30万円でした。それではとても研究になりません。結局、3年で、これはダメだと解散してしまいました。それで、2回目の研究班ができて、現在は独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院が引き継いで、スモンに関する調査研究班ということで、院長の小長谷正明先生を代表者として研究が続いています。2019年2月1日にまた研究発表会があります。研究班に所属している研究員は、全国で78人です。そういう研究班の方との交流があって、講師もしてもらいました。

こうした大規模な学習会は、東京ばかりではなく金沢で開催したり、各地の活動家が亡くなった際の慰霊行動をかねて開催したことも何度かありました。

——現在の活動の中心はどういったことをされているのでしょうか？

辻川 寄贈した資料のなかにも1号からあると思いますが、会報『ス全協ニュース』はいまも発行していて、私が編集しています。岡山や福岡、京都のスモンの会の方たちにも協力してもらって、活動報告や患者同士の交流をまとめています(図12)。

それから、恒久対策の交流集会を年に1回やっています。全国から東京に患者が結集して



図12 現在も発行している会報「ス全協ニュース」。創刊号は手書き1枚だが、号を重ねるにつれ冊子形式になっていった。(0002-B5-40-1, 8, 26)

(17) スモンの原因究明と治療法確立のために発足された研究班は大きく3つに分けることができる。第1に1964年発足の前川班である。戸田市での集団発生を受けて厚生省が「腹部症状を伴う脳脊髄炎症の疫学的及び病原的研究班(通称前川班)」を発足、班員は前川孫二郎、椿忠雄ら11名で、年間予算30万円だった。67年前川班は解散した。第2に、スモンの原因はキノホルムと研究を総括したスモン協である。69年厚生省は特別研究費300万円を計上し、研究班を発足。班長はウイルス学者の甲野礼作が務めた。その後、予算は増額され、研究班の名称も「スモン調査研究協議会(通称スモン協)」と定められる。72年、70年の椿報告と厚生省によるキノホルム剤販売停止処置を受けて、スモン協総会で「スモンと診断された患者の大多数はキノホルム剤の服用によって神経障害をおこした」と結論づけた。スモン協は、同年厚生省特定疾患調査研究班スモン班に改組される。第3に、79年の和解により「スモンに関する調査研究班」が発足、現在独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院内に置かれ、研究代表者は同院長小長谷正明が務めている。

集会をやって、そのあと厚生労働省に交渉に行きます。これはいままでス全協独自でやっていた集会ですが、スモン公害センターをつくろうとしたときにス全協から離れた北海道スモンの会などが最近参加するようになっていきます。このときは、みな自分のところにも拠点を設けたいということででていったんです。ス全協のなかでも、広島、福岡、京都などはスモン基金をつくって財団としてやっています。北海道は大きいから、自分のところで独自にやりたいということで、北海道スモン基金という団体をつくって、ス全協から離れました。でも、そういうところが、いままた一緒に活動するようになっていきます。

スモンの和解では、物価スライド式の健康管理手当と介護費用の負担が国と製薬会社に課されました。しかし、スモンがきっかけで1972年から難病対策がはじまり、私たちが難病連（日本難病・疾病団体協議会）に加盟し、難病運動の先輩である全腎協（全国腎臓病協議会）・心臓病の子どもを守る会・日患同盟（日本患者同盟）とともに、地域難病連と合体したナショナルセンターづくりにも取り組みました。が、原因が薬害だとわかったから加害者が責任をとるべきだと、2011年の難病法から外され⁽¹⁸⁾、医療費の公費負担とスモン調査研究班の研究費だけが守られてきました。

1979年9月7日にやっと国会で薬事二法が成立し、私たちは、今後の薬害の根絶と薬害被害者救済基金のめどもたって、大臣の謝罪と解決のルールを定めた確認書と恒久対策確立のための継続協議を約束した大臣の署名入り文書も勝ちとりました。この協議約束にもとづいて40年間、少なくとも年3回協議を続けてきました。約束は守られているか!! いいえ、薬害被害はいまも続いています。被害者救済基金は、スモンもそれ以前の被害者には使われません⁽¹⁹⁾。一般施策の運用でしかなく、つぎつぎと社会保障制度が後退し、そのたびに「国として重大な責任がある、と認めながら削るのか」と、独自ではもちろん、難病や障害者の人たちと一緒にあって、くり返し訴え、押し返してきた歴史です。2004年になって、やっと償いの医療であることを認め、(2月6日)医療費10分の10公費負担の通知がでました。にもかかわらず、昨年(2018年2月)、全国薬務関係主管課長会議資料⁽²⁰⁾として厚生労働省が公表したホームページに、「薬害被害者の恒久対策」の「スモン」の医療費について医師の判断次第で公費負担を認めないこともあり得るという文言がアンダーライン入りでだされて、抗議交渉し「患者団体の同意なしに変更は許されない」ことを再確認しました。さらに、介護保険制度が改悪されて、障害者福祉も悪くなってきています。スモンの場合、これまで介護の問題は和解で定められた障害者福祉で支払われていました。けれど、いま65歳か

(18) 国の難病対策は、スモンが契機となり1972年10月に「難病対策要綱」が策定されたことにはじまる。要綱とともに医療費助成がスタートし、対象はスモン、ベーチェット病、無症筋無力症、全身性エリテマトーデスの4疾患であった。その後、医療費助成事業(特定疾患治療研究事業)の対象は2011年末段階で56疾患78万人まで拡大した。その結果、厚労省は難病対策の見直しを行ない、難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律、2017年施行)がつくられた。その過程で指定難病からスモンは外されるが、辻川氏らの運動の成果により2019年現在、スモンの治療費は特定疾患治療研究事業の対象として全額公費負担となっている。

(19) 医薬品副作用被害者救済制度の給付の対象となるのは、「1980年5月1日以降に医薬品等を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病」と定められている(<https://www.pmda.go.jp/index.html>, 2019年4月3日確認)。

(20) 平成29年度全国薬務関係主管課長会議、2018年2月27日開催(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000197229.pdf>, 2019年4月3日確認)。

ら介護保険が優先されるようになってしまって、負担が増えているんです。

そうやって、介護保険制度からも外されて、障害者制度からも外されて、深刻な問題を抱えています。これまでの大臣は、「スモンの被害者の方々を大事にします。介護の問題も心配ありません」と約束したわけだけど、そういうのが反故にされてきているので、もう一度団結して一緒に交渉をして、復権するために行動しているわけです。

——被害者の方の人数が少なくなっていくなかで、スモンのことを知らない人が増えてきていますか？

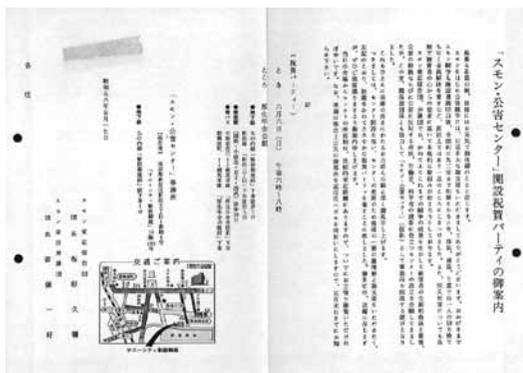


図 13 スモン公害センター開設パーティ案内。現在も全協の事務所を併設している (0002-B23-145-23)

辻川 そうですね。医者の中にも「スモン？なんですか？」という方もいます。スモンのことを知ってもらう機会が少なくなっているのかもしれない。

——辻川さんは若い方に語り部活動をされていますが、どういう思いでやられているのでしょうか？

辻川 スモン公害センターで語り部をやっています。聞き手は大学生が多いですね。薬害根絶運動を支えていってほしいと思うから、そのためには薬害がどうして起きて、どうすべきかということもお話しなくてはならないけれど、私がなぜ全協の事務局長として闘ってきたのかを、まず知ってもらいたいと思って、それで話しています。

和解確認書のなかでも、「明治 32 (1899) 年、外用殺菌剤として開発されたキノホルムは、昭和の初頭ごろから米国において殺アメーバ剤として内用され、アメーバ赤痢の治療に用いられてきたが、米国においては、昭和 20 (1945) 年デーヴィッドの警告、昭和 35 (1960) 年 FDA の勧告にみられるように、適応症はアメーバ赤痢に制限され、その治療においてさえも、服用量・服用期間が相当程度に制限されていた」とありました。一方で、日本においてはアメーバ赤痢以外の治療にも使われ、製薬 3 社の能書きには「副作用は全くみられない」(1956 年エマホルム能書き)、「長期に及ぶ治療の後でも、きわめて良好な耐容性があるため、薬物過敏症の患者、小児及び高齢者にも使用できる特長を有している」(1966 年エンテロ・ヴィオフォルム能書き)などと記載され、大量生産、販売されていました。1936 年に劇薬指定を受けていたのに、1939 年の日本薬局方⁽²¹⁾改正で普通薬として収載され、劇薬指定を解除されているんです。そして、戦後もそれを踏襲し、普通薬と

(21) 医薬品の規格基準書。薬事法(現薬機法)により定められる。1939年内務省は理由なくキノホルムの劇薬指定を解除し、第5改正日本薬局方(戦時薬局方)に普通薬として収載された。

して販売されていた。どうしてこういうことになったのか。

—— 辻川さんのお話をうかがって、若い学生さんはどういう反応ですか？

辻川 いろいろ感想文を書いてきてくれます。最近の学生は、まずスモンを知らないですからね。でも、「そういう経過を経ながらがんばっていることに感動した」という感想が多いです。それから、患者さん自身の姿を見るだけで感動するという感想をもらったこともありますね。

—— 語り部活動というのは、水俣病など他の公害でもやられている方が多いですね。資料を見て当時のことを知るというのも1つですが、被害を受けた方から直接お話を伺うことで理解を深めるというのは大事なことだなと思います。

時が経てくると、患者さんも少なくなっていくてしまうということがあるので、なおさら寄贈いただいた資料がスモンを知るきっかけになるという意味で、大事になってくるのかなと思います。

辻川 そうですね。大事ですね。いま大原で横断幕などを展示しているのでしょうか？ あれは、集会の時に垂らしていたり、デモで歩いていくのに掲げていましたね。私はほとんど裏方だったから、デモの先頭には立ってないですけど。

私はいま自宅から最寄り駅まで歩くのがやっという感じです。歩くのが苦痛ですから。でも、無理して歩いているから、この事務所がまだ続いているんだと思います。事務所には週3日きて作業しています。いろいろな団体、患者団体、障害者団体、保健や医者からの集会をやるからメッセージをくれなどの連絡を受けます。それから原稿を書いてくれという依頼もありますから、そういう対応をしています。

—— スモン被害者である辻川さんが語ったり、環境アーカイブズで資料が公開されることで記憶を継いでいくということになると思うのですが、そのことの意義をどうお感じになるでしょうか。

辻川 運動の中身よりも、こういうことがどうして起こるのか、どうすべきなのかということを知ってほしいです。でも、一所懸命がんばった姿があるのですから、そのことはもうちょっといまの方たちにも知っていただきたいと思います。まだまだ多くの公害裁判が続いていますが、運動ということではなくて理屈っぽくなっていますからね。

—— ありがとうございます。

(聞き手：清水善仁、川田恭子)